

一般社団法人 大分県建築士事務所協会耐震判定会運営要領

(設置)

第1条 既存建築物の耐震性能の向上を図るため、一般社団法人 大分県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という）に耐震判定会を設置する。

(事業)

第2条 耐震判定会は、既存建築物の耐震性能の向上のため、次の事業を行う。

- (1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の計画に係る判定及び判定書の交付。
- (2) その他、耐震診断・耐震改修を促進するために必要な事業。

(耐震判定会の委員及び班体制)

第3条 耐震判定会の委員は、学識経験者、実務経験者及び行政技術者から事務所協会の会長が選任する。

- 2 耐震判定会の委員の数は、5名以上とする。
- 3 耐震判定会を3班体制とし、それぞれの耐震判定会に事務所協会の会長が委員長1名、副委員長1名を選任する。ただし、木造に関しては副委員長をおかない。
- 4 各委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(耐震判定会の招集)

第4条 耐震判定会は、事務所協会の会長が招集する。

(秘密保持義務)

第5条 耐震判定会委員、事務局職員及びこれらであった者は、事務所協会の行う既存建築物の耐震判定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(補則)

第6条 この要領の施行について必要な事項は事務所協会の会長が別に定める。

附則 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年9月17日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年7月1日から施行する。